

『職長等能力向上教育』開催のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

標記の『職長等能力向上教育』を、下記により実施することといたしました。

ご承知のとおり、職長職は、第一次的に事業主に代わって、作業に携わる従業員を直接指揮・監督し、職場の安全・衛生管理を確保する立場にあることから、その教育は労働安全衛生法第 60 条によって義務付けられている重要なものであります。

また、職長等能力向上教育に関し、労働安全衛生法第 19 条の 2 第 2 項の規定に基づく「安全衛生教育等推進要綱」で、事業者は職長等に対して法定の「職長等の教育」を終了後、定期的（5 年ごと）に再教育を行う等能力向上を図ることを求めています。

作業に熟達している職長等の監督者の適切な指導により、災害が著しく減少している事例が多くみられるところであり、今般、職長等の役割を再確認・能力向上のための「職長等能力向上教育」を実施することといたしましたので、是非、この機会に関係する職制の方を受講させていただきたく、ご案内申し上げます

記

1. 日 時 令和元年 11 月 7 日（木）の 1 日間
(受付開始 9 時 00 分 講習 9 時 20 分～17 時)
2. 場 所 栃木商工会議所
(栃木市片柳町 2-1-46 TEL 0282-23-3131)
3. 受 講 料 会員事業場 7,700 円（非会員事業場 8,800 円）
内訳： 受講料 / テキスト代込み。（消費税込）
* 当協会の会員以外の方には、会員外手数料 ¥ 1,100 が加算されます。
* 締切日後の受講取消による、受講料のご返金は出来ません。
4. 申 込 先 一般社団法人栃木労働基準協会
(栃木市沼和田町 20-25 Tel 0282-24-7758・Fax 0282-25-3268)
受講申込書に受講料を添えて、当協会窓口にお申込み下さい。
振込み等ご希望の場合は、申込書の備考欄に「振込希望」とご記入上、
FAX 等でお申込み頂ければ、振込先をご案内致します。
5. 申 込 締 切 令和元年 10 月 31 日（木）・定 員 54 名
6. そ の 他 ①全科目を受講された方には、修了証を交付いたします。
②お車は北駐車場に駐車いただくようお願いいたします。
③受付開始時間前の会場（商工会議所）への入場はご遠慮ください。
④昼食は各自ご準備下さい。（外出可）

7. 研修内容 下記のとおり

研修項目内容	備考
9:20～オリエンテーション（受付開始 9:00）	
1. 職長の役割「職長が担う12の鍵」	講義
2. 安全配慮義務とは	講義・ビデオ・討議
3. 異常時における措置	講義・ビデオ・討議
4. リスクアセスメントへの再挑戦	講義・
5. 災害防止についての関心の保持	講義・ビデオ・討議
16:45～修了式	

職長等能力向上教育受講申込書

（令和元年11月7日）

事業場名		
所在地	〒(-) Tel - - Fax - -	
担当者 職氏名		
受付No. (記入不要)	氏 名	生年月日(西暦)
支払方法	現金(協会窓口持参又は現金書留)講習会当日の受講料の受領は致しません。	
	振 込(請求書を送付いたします。)	
備 考		

上記のとおり受講を申し込みます

年 月 日

一般社団法人 栃木労働基準協会長 殿

- ※ この申込書をご記入の上、当協会にFAX等にてお申し込みください。
- ※ お支払方法に○を付けてください。
- ※ 振込ご希望の場合は、受講料の「請求書」と「受講票」を送付いたしますので、締切日までに納入下さるようお願い致します。
- ※ 申込書記載の個人情報、個人情報法に留意し、受付簿・修了証作成のみに、使用管理します。

FAX: 0282-25-3268

Eメール: tochikikyo@tochikikyo.or.jp